

## 農地利用最適化推進委員応募要項

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会に農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が設置されることとなりました。推進委員は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者による候補者の推薦及び推進委員になろうとする者の募集を経て、農業委員会が委嘱します。

推進委員に応募するときは、地区ごとに次のとおり書類を提出してください。

- ・提出書類 農地利用最適化推進委員応募届
- ・提出期限 令和7年1月31日（月）必着
- ・提出場所 阿武町農業委員会事務局

〒759-3622 阿武町大字奈古 2636  
阿武町役場 TEL 08388-2-3114

- ・任期 委嘱（令和7年5月の予定）を受けた日から令和10年4月29日まで

（応募に当たっての注意事項）

### 1 推進委員の資格

- ・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### 2 推進委員になることができない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 3 推進委員の業務内容

担当地区における現場活動（農地の利用状況調査、耕作放棄地の発生防止・解消業務、担い手への農地集積業務）等

### 4 公表

住所、電話番号及び他職該当の有無を除き、応募届に記載された事項のすべてが阿武町ホームページによる公表の対象になります。

### 5 その他

- ・推進委員は、農業委員と兼ねることができませんが、重複して応募することはできません。

農地利用最適化推進委員応募届

阿武町農業委員会 様

次のとおり農地利用最適化推進委員に応募します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号

応募する者

(1) 応募する地区  
地区

(2) 氏名

(3) 住所

(4) 職業

(5) 年齢

(6) 性別



